

後期高齢者医療標準負担額減額認定証の更新

保険年金課 ☎ 66・1102

後期高齢者医療制度に加入の方が入院した場合、食事療養に係る標準負担額として、1食につき260円が自己負担となります。しかし、市民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付申請されると、入院日数が90日までは1食につき210円、90日を超えた場合は160円、所得が一定基準に満たない世帯は100円となります。「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、平成21年7月31日までです。平成20年度減額認定証の交付を受け、平成21年度も引き続き世帯非課税の方には、7月末に新しい認定証をお送りします。平成21年度新たに申請される方は、保険年金課で手続きをお願いいたします。

印鑑、後期高齢者医療被保険証

※長期入院の場合は、病院の領収書（申請日を含めた前12か月で入院期間が90日を超えるもの）

母（障）福医療費受給者証の更新

保険年金課 ☎ 66・1102

8月1日(土)から次の受給者証が更新となります。

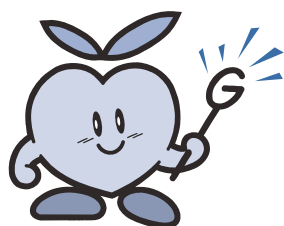
①母子家庭等医療費受給者証
②平成21年7月31日が期限の障害者医療費受給者証

③平成21年7月31日が期限の後期高齢者福祉医療費受給者証

右記の受給者証をお持ちの方は、6月下旬に通知する案内にしたがって更新の手続きをしてください。

8月からは、必ず、新受給者証を病院などの窓口提示し、受診してください。

なお、今までご使用の受給者証は、市役所保険年金課または東・形原・西浦の各出張所へお返しください。



市税条例の一部が改正

【個人市民税】 ☎ 66・1116

- 上場株式などの配当所得および譲渡所得に対する軽減税率（市民税1.8%、県民税1.2%）の適用が平成23年12月31日まで延長されます。
- 住宅ローン特別控除の創設
対象者：所得税の住宅ローン控除の適用者（平成21年から25年までの入居者）
控除額：次のいずれか小さい額が控除されます。
 - ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
 - ②所得税の課税総所得金額などの額に100分の3〔県民税は100分の2〕を乗じて得た額（58,500円〔県民税は39,000円〕を上限）※市への申告は不要です。
※平成18年までの入居者に対する税源移譲に伴う住宅ローン控除についても、22年度分以降、上記と同様の仕組みのもとで申告を要しない制度とされます。
- 平成21年1月1日から22年12月31日までの間に取得した土地を、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合、譲渡所得の金額から1,000万円を上限に控除されます。

【固定資産税】 ☎ 66・1114

- 長期優良住宅に係る固定資産税の減額
〔制度の概要〕平成21年6月4日から22年3月31日までの間に新築された長期優良住宅に係る固定資産税について、新築から5年度分（中高層耐火建築物にあっては7年度分）に限り、当該住宅に係る固定資産税額を2分の1減額します。（床面積120㎡分までを限度）
〔要件〕床面積は50㎡（戸建て以外の賃貸住宅は40㎡）以上280㎡以下の住宅で、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準（耐久性、可変性、維持管理の容易性など）に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅であること。
〔手続き〕新築された日から初めて固定資産税が課される年度の初日の属する年の1月31日までに行政庁の認定を受けたことを証する書類を添付して、市に申告する。
- 固定資産税（土地）の負担調整措置
平成21年度から23年度までの土地にかかる固定資産税の負担調整措置の仕組みが継続されます。

お知らせ

- 固定資産税（土地）の軽減について
都市計画施設（道路、公園）の予定地について、平成21年度から固定資産評価基準における所要の補正を適用し、固定資産税の軽減を実施します。